

別紙

諮問第776号

答 申

1 審査会の結論

不存在を理由とする本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私が、平成〇年〇月〇日付で、東京都建築企画課建築士担当へ送付した告発状に関する調査について」（以下「請求個人情報1」という。）及び「私が、平成〇年〇月〇日付で、東京都建築企画課建築士担当ならびに都民の声宛に送付したメールについての調査について」（以下「請求個人情報2」という。）の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和2年1月22日付けで不存在を理由に行った本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件処分は、条例14条1項の規定により、東京都都市整備局市街地建築部建築企画課（以下単に「建築企画課」という。）において、不存在を理由に請求個人情報1及び2を非開示とする決定を行ったものである。

本件審査請求は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）に基づき審査請求人が行った別件開示請求に係る対象公文書として、東京都知事が平成31年3月20日付けで一部開示決定を行った「建築士事務所への立入調査の結果と対応について（平成〇年〇月〇日付〇都市建企第〇号）」が存在するにもかかわらず、本件開示請求に対し、これらを対象保有個人情報として特定しなかったことを不服として本件処分の取消しを求めるものであると考えられる。

(1) 請求個人情報1について

実施機関は、平成〇年〇月〇日に收受した告発状を受け、平成〇年〇月〇日に、当該告発状に記載された建築士事務所に対して、建築士法（昭和25年法律第202号）26条の2第1項の規定に基づく立入調査（以下「本件調査」という。）を実施した。

本件調査の結果、実施機関は、平成〇年〇月〇日付〇都市建企第〇号により、上記建築士事務所の開設者に対し、建築士法23条の6（設計等の業務に関する報告書）、同法24条の4（帳簿の備付け等及び図書の保存）第1項及び24条の6（書類の閲覧）について不適切であるとして指摘し、是正指導を実施した。

本件調査に係る文書は、特定の建築士事務所に対する是正指導に関する文書であり、当該文書には審査請求人の氏名、生年月日その他の記述等により審査請求人を識別することができる情報は記載されておらず、また、他の情報と照合することにより、審査請求人を識別することができることとなる情報も記載されていない。

（2）請求個人情報2について

審査請求人が建築企画課宛てに送信した平成〇年〇月〇日付けのメールについて、当該メールを受信して以降、実施機関においては、請求個人情報2に係る「調査」について、審査請求人を本人とする保有個人情報が記録された公文書を作成及び取得していない。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和2年4月8日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年9月17日に実施機関から理由説明書を、令和3年3月11日に審査請求人から意見書を收受し、令和3年5月20日（第215回第一部会）から同年12月22日（第221回第一部会）まで、7回の審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 請求個人情報1及び2について

本件開示請求の趣旨は、審査請求人が実施機関に対して送付した文書及びメールを端緒とする調査全般に関して建築企画課が保有すると考えられる保有個人情報の開示を求めているものと解される。

実施機関は、本件開示請求に対し、建築企画課が作成した本件調査の対象業者である建築士事務所に対する是正指導に関する文書として、平成31年3月20日付け一部開示決定文書は存在するものの、当該文書は審査請求人を本人とする保有個人情報ではないことをもって不存在を理由とする非開示決定を行った。

この点について事務局職員をして実施機関に確認させたところ、上記文書は、本件開示請求の趣旨を満たし得るものではあるが、当該文書には審査請求人を識別し得る情報の記載がないこと及び建築士法26条の2第1項の規定に基づく立入調査が必ずしも特定個人からの申出等を端緒として実施されるものではないこと等を理由に、審査請求人を本人とする保有個人情報であると捉えることはできず、また、当該文書以外に本件調査に係る文書は存在しないとのことである。

イ 不存在理由の妥当性について

審査会が平成31年3月20日付け一部開示決定文書を見分したところ、同文書は、本件調査の対象業者である建築士事務所の開設者に対し、調査結果を通知の上、報告を求める趣旨の起案文書であり、これに係る施行文案及び添付書類としての参考書面、別紙等が一体となったものであるが、審査請求人に関する情報及びそれを推知させる記載は存在しなかった。

また、他にその存在をうかがわせるに足りる特段の事情も見当たらないことから、請求に係る個人情報の不存在を理由とした本件非開示決定は、妥当である。

なお、審査請求人は審査請求書及び反論書において種々主張しているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、中村 晶子